

佐賀県職員の定年の引上げ等に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

佐賀県知事 山口 祥 義

### 佐賀県規則第14号

佐賀県職員の定年の引上げ等に伴う関係規則の整理に関する規則  
(佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 佐賀県現業職員の給与に関する規則(昭和37年佐賀県規則第91号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(再任用職員等の給料月額)</p> <p>第9条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>2 職員のうち職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年佐賀県条例第18号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等、同条第3項に規定する再任用短時間勤務職員及び同条第4項に規定する任期付短時間勤務職員(以下「短時間勤務職員等」という。)の給料月額は、前項、第5条、第8条及び前条の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p>	<p>(定年前再任用短時間勤務職員等の給料月額)</p> <p>第9条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年佐賀県条例第18号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>2 職員のうち勤務時間条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等及び同条第4項に規定する任期付短時間勤務職員の給料月額は、第5条、第8条及び前条の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第2項及び第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p>

改正前	改正後
<p>(給料の調整額)</p> <p><b>第10条 略</b></p> <p>2 略</p> <p>3 職員の給料の調整額は、当該職員の属する職務の級に応じて<u>現業職給料表調整基本額表（別表第7）に掲げる調整基本額（その額が給料月額100分の4.5を超えるときは、給料月額100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）</u>にその者に係る調整額表の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額（<u>短時間勤務職員等</u>にあつては、その額に勤務時間条例第2条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。</p>	<p>(給料の調整額)</p> <p><b>第10条 略</b></p> <p>2 略</p> <p>3 職員（<u>次項に掲げる職員を除く。</u>）の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る調整額表の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。</p> <p>4 <u>次の各号に掲げる職員の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る調整額表の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額に、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(1) <u>勤務時間条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等</u> 同項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数</p> <p>(2) <u>勤務時間条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員</u> 同項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数</p> <p>(3) <u>勤務時間条例第2条第4項に規定する任期付短時間勤務職員</u> 同項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数</p> <p>5 <u>前2項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が給料月額（前項各号に掲</u></p>

改正前		改正後																											
<p>附 則 1～6 略</p> <p>別表第 1 (第 2 条関係)</p> <p style="text-align: center;">現業職給料表</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">職員 の区 分</td> <td>職 務 の 級</td> <td>1 級</td> <td>2 級</td> <td>3 級</td> <td>4 級</td> <td>5 級</td> </tr> <tr> <td>号給</td> <td colspan="5">略</td> </tr> </table>		職員 の区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	号給	略					<p>げる職員にあつては、当該職員の属する職務の級及び号給に応じた額。以下この項において同じ。) の100分の4.5を超えるときは、給料月額100分の4.5に相当する額) とする。</p> <p>(1) 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員の属する職務の級に応じた現業職給料表調整基本額表 (別表第 7) に掲げる額</p> <p>(2) 前項第 2 号に掲げる職員 当該職員の属する職務の級に応じた現業職給料表調整基本額表 (定年前再任用短時間勤務職員) (別表第 7 の 2) に掲げる額</p> <p>6 第 3 項及び第 4 項の規定による給料の調整額並びに前項に規定する調整基本額に 1 円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもって、これらの規定の額とする。</p> <p>附 則 1～6 略</p> <p>7 当分の間、職員が60歳 (佐賀県職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例 (令和 4 年佐賀県条例第 28 号) による改正前の佐賀県職員の定年等に関する条例 (昭和 59 年佐賀県条例第 3 号) 第 3 条第 2 号に掲げる職員に相当する職員にあつては、63 歳) に達した日後における最初の 4 月 1 日以後、当該職員に適用される給料については、一般職員の例による。</p> <p>別表第 1 (第 2 条関係)</p> <p style="text-align: center;">現業職給料表</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">職員 の区 分</td> <td>職 務 の 級</td> <td>1 級</td> <td>2 級</td> <td>3 級</td> <td>4 級</td> <td>5 級</td> </tr> <tr> <td>号給</td> <td colspan="5">略</td> </tr> </table>		職員 の区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	号給	略				
職員 の区 分	職 務 の 級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級																						
	号給	略																											
職員 の区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級																							
	号給	略																											

改正前							改正後					
再任用職員以外の職員	略						定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	略				
再任用職員		195,900	207,200	226,000	247,100	278,400	定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		195,900	207,200	226,000	247,100	278,400		195,900	207,200	226,000	247,100	278,400
別表第7 略							別表第7 略					
							別表第7の2 (第10条関係)					
							現業職給料表調整基本額表 (定年前再任用短時間勤務職員)					
							職務の級		調整基本額			
							1級		5,800円			
							2級		6,100円			
							3級		6,700円			
							4級		7,300円			
							5級		8,200円			

(電子計算組織による給与支給事務等処理規則の一部改正)

第2条 電子計算組織による給与支給事務等処理規則（昭和48年佐賀県規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
(定義)		(定義)	
第2条 この規則において、次の表の左欄に掲げる用語の意義は、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。		第2条 この規則において、次の表の左欄に掲げる用語の意義は、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。	
用語	意義	用語	意義
給与	給料、給料の調整額、教職調整額、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号）別表第1の備考の2、別表第3の備考の2及び別表第4のイの備考の2並びに佐賀県公立学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号）別表第1の備考の2、別表第2の備考の2及び別表第3の備考の2の規定による給料月額に加算額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（特地勤務手当に準ずる手当を含む。）、農林漁業普及指導手当、産業教育手当、へき地手当（へき地手当に準ずる手当を含む。）、定時制通信教育手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当並びに災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）並びに報酬及び通勤に係る費用弁償	給与	給料、給料の調整額、教職調整額、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号）別表第1の備考の2 <u>（同表の備考の3の規定により読み替えて適用される場合を含む。）</u> 、別表第3の備考の2 <u>（同表の備考の3の規定により読み替えて適用される場合を含む。）</u> 及び別表第4のイの備考の2 <u>（同表の備考の3の規定により読み替えて適用される場合を含む。）</u> 並びに佐賀県公立学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号）別表第1の備考の2、別表第2の備考の2及び別表第3の備考の2 <u>（同表の備考の3の規定により読み替えて適用される場合を含む。）</u> の規定による給料月額に加算額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（特地勤務手当に準ずる手当を含む。）、農林漁業普及指導手当、産業教育手当、へき地手当（へき地手当に準ずる手当を含む。）、定時制通信教育手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手

改正前		改正後	
			当、義務教育等教員特別手当並びに災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）並びに報酬及び通勤に係る費用弁償
略		略	

（佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正）

**第3条** 佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和59年佐賀県規則第67号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（基礎在職期間）</p> <p><b>第4条の2</b> 条例第5条の2第2項第19号に規定する知事が定める在職期間は、次に掲げる在職期間とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>（基礎在職期間に特定基礎在職期間が含まれる者の取扱い）</p> <p><b>第4条の5</b> 退職した者の基礎在職期間に条例第5条の2第2項第2号から第19号までに掲げる期間（以下「特定基礎在職期間」という。）が含まれる場合における条例第6条の4第1項並びに前条及び次条の規定の適用については、その者は、別に知事が定めるところにより、次の各号に掲げる特定基礎在職期間において当該各号に定める職員として在職していたものとみなす。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><b>別表</b>（第4条の6関係）</p> <p>ア 略</p> <p>イ 平成18年4月1日から令和3年3月31日までの間の基礎在職</p>	<p>（基礎在職期間）</p> <p><b>第4条の2</b> 条例第5条の2第2項第19号（<u>条例第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。</u>）に規定する知事が定める在職期間は、次に掲げる在職期間とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>（基礎在職期間に特定基礎在職期間が含まれる者の取扱い）</p> <p><b>第4条の5</b> 退職した者の基礎在職期間に条例第5条の2第2項第2号から第19号まで（<u>条例第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。</u>）に掲げる期間（以下「特定基礎在職期間」という。）が含まれる場合における条例第6条の4第1項並びに前条及び次条の規定の適用については、その者は、別に知事が定めるところにより、次の各号に掲げる特定基礎在職期間において当該各号に定める職員として在職していたものとみなす。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><b>別表</b>（第4条の6関係）</p> <p>ア 略</p> <p>イ 平成18年4月1日から令和3年3月31日までの間の基礎在職</p>

改正前		改正後	
期間における職員の区分についての表		期間における職員の区分についての表	
第1号 区分	1～4 略	第1号 区分	1～4 略 5 <u>警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第1項の規定による任命（以下「特定任命」という。）により職員となった者のうち、平成18年4月1日以後適用されている一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下「平成18年4月以後の一般職給与法」という。）の公安職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であったもの</u>
第2号 区分	1～7 略	第2号 区分	1～7 略 8 <u>特定任命により職員となった者のうち、平成18年4月以後の一般職給与法の公安職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの</u>
第3号 区分	1～9 略	第3号 区分	1～9 略 10 <u>特定任命により職員となった者のうち、平成18年4月以後の一般職給与法の公安職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</u>
略		略	
ウ 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表		ウ 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表	
第1号 区分	1～4 略	第1号 区分	1～4 略 5 特定任命により職員となった者のうち、平成18年

改正前		改正後	
			<u>4月以後の一般職給与法の公安職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であったもの</u>
第2号 区分	1～7 略	第2号 区分	1～7 略 8 <u>特定任命により職員となった者のうち、平成18年4月以後の一般職給与法の公安職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの</u>
第3号 区分	1～9 略	第3号 区分	1～9 略 10 <u>特定任命により職員となった者のうち、平成18年4月以後の一般職給与法の公安職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</u>
略		略	
エ 令和4年4月以後の基礎在職期間における職員の区分についての表		エ 令和4年4月以後の基礎在職期間における職員の区分についての表	
第1号 区分	1～4 略	第1号 区分	1～4 略 5 <u>特定任命により職員となった者のうち、平成18年4月以後の一般職給与法の公安職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であったもの</u>
第2号 区分	1～5 略	第2号 区分	1～5 略 6 <u>特定任命により職員となった者のうち、平成18年4月以後の一般職給与法の公安職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの</u>

改正前		改正後	
第3号 区分	1～7 略	第3号 区分	1～7 略 <u>8 特定任命により職員となった者のうち、平成18年4月以後の一般職給与法の公安職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</u>
略		略	

(佐賀県財務規則の一部改正)

**第4条** 佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(給与等の資金を前渡される者)</p> <p><b>第72条</b> 職員等に支給する給与その他の給付、第70条第1項第19号に掲げる経費及び第70条第2項第3号の規定により緊急時の支払に備えて常時保有しておく経費の資金を前渡される者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 小学校、中学校及び義務教育学校 在職年数が3年以上の事務職員のうち職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年佐賀県条例第18号）第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等、同条第3項に規定する<u>再任用短時間勤務職員</u>及び同条第4項に規定する任期付短時間勤務職員以外の者（当該事務職員が2人以上配置されている小学校、中学校及び義務教育学校にあっては上席の事務職員、当該事務職員が配置されていない小学校、中学校及び義務教育学校にあっては校長）</p> <p>2 略</p>	<p>(給与等の資金を前渡される者)</p> <p><b>第72条</b> 職員等に支給する給与その他の給付、第70条第1項第19号に掲げる経費及び第70条第2項第3号の規定により緊急時の支払に備えて常時保有しておく経費の資金を前渡される者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 小学校、中学校及び義務教育学校 在職年数が3年以上の事務職員のうち職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年佐賀県条例第18号）第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等、同条第3項に規定する<u>定年前提任用短時間勤務職員</u>及び同条第4項に規定する任期付短時間勤務職員以外の者（当該事務職員が2人以上配置されている小学校、中学校及び義務教育学校にあっては上席の事務職員、当該事務職員が配置されていない小学校、中学校及び義務教育学校にあっては校長）</p> <p>2 略</p>

(佐賀県職員の留学費用の償還に関する条例施行規則の一部改正)

**第5条** 佐賀県職員の留学費用の償還に関する条例施行規則（平成19年佐賀県規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p><b>第12条</b> 留学費用償還条例第5条第2項の規定により読み替えて適用する留学費用償還条例第4条の各号列記以外の部分の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>他の地方公共団体において適用される地方公務員法第28条の2第1項</u>の規定により退職した場合（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）、<u>国家公務員法第81条の2第1項</u>の規定により退職した場合（同法第81条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）又は法人の就業規則等において定める定年に達したことにより退職した場合</p> <p>(4)・(5) 略</p>	<p><b>第12条</b> 留学費用償還条例第5条第2項の規定により読み替えて適用する留学費用償還条例第4条の各号列記以外の部分の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>他の地方公共団体において適用される地方公務員法第28条の6第1項</u>の規定により退職した場合（同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）、<u>国家公務員法第81条の6第1項</u>の規定により退職した場合（同法第81条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）又は法人の就業規則等において定める定年に達したことにより退職した場合</p> <p>(4)・(5) 略</p>

（佐賀県公文書館管理規則の一部改正）

**第6条** 佐賀県公文書館管理規則（平成24年佐賀県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（週休日）</p> <p><b>第7条</b> 公文書館に勤務する職員の週休日は、月曜日（当該月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日に当たる場合は、その翌日）及び毎4週間につき4日（育児短時間勤務職員等（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年佐賀県条例第18号。以下「<u>条例</u>」という。）第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）にあっては4日以上でその職員の育児短時間勤務等の内容（<u>条例</u>第2</p>	<p>（週休日）</p> <p><b>第7条</b> 公文書館に勤務する職員の週休日は、月曜日（当該月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日に当たる場合は、その翌日）及び毎4週間につき4日（育児短時間勤務職員等（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年佐賀県条例第18号。以下「<u>勤務時間条例</u>」という。）第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）にあっては4日以上でその職員の育児短時間勤務等の内容</p>

改正前	改正後
<p>条第2項に規定する育児短時間勤務等の内容をいう。以下同じ。)に従ったもの、短時間勤務職員(条例第2条第3項に規定する再任用短時間勤務職員及び条例第2条第4項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。)にあつては4日以上)となるように館長が職員ごとに指定する日とする。</p>	<p>(勤務時間条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務等の内容をいう。以下同じ。)に従ったもの、短時間勤務職員(勤務時間条例第2条第3項に規定する定年前提任用短時間勤務職員及び勤務時間条例第2条第4項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。)にあつては4日以上)となるように館長が職員ごとに指定する日とする。</p>

(佐賀県消費生活センター管理規則の一部改正)

**第7条** 佐賀県消費生活センター管理規則(平成28年佐賀県規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(週休日)</p> <p><b>第6条</b> 職員の週休日は、毎4週間につき8日(育児短時間勤務職員等(職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年佐賀県条例第18号)第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。)にあつては、8日以上でその職員の育児短時間勤務等の内容(同条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務等の内容をいう。以下同じ。)に従ったもの、<u>再任用短時間勤務職員</u>(同条例第2条第3項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。)及び任期付短時間勤務職員(同条例第2条第4項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。)(以下「短時間勤務職員」という。)にあつては、8日以上)となるように、所長が職員ごとに指定する日とする。</p>	<p>(週休日)</p> <p><b>第6条</b> 職員の週休日は、毎4週間につき8日(育児短時間勤務職員等(職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年佐賀県条例第18号)第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。)にあつては、8日以上でその職員の育児短時間勤務等の内容(同条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務等の内容をいう。以下同じ。)に従ったもの、<u>定年前提任用短時間勤務職員</u>(同条例第2条第3項に規定する定年前提任用短時間勤務職員をいう。)及び任期付短時間勤務職員(同条例第2条第4項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。)(以下「短時間勤務職員」という。)にあつては、8日以上)となるように、所長が職員ごとに指定する日とする。</p>

(佐賀県知事の事務部局に勤務する会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部改正)

**第8条** 佐賀県知事の事務部局に勤務する会計年度任用職員の報酬等に関する規則(令和2年佐賀県規則第33号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(手当に相当する報酬及び期末手当の額及びその支給対象)</p> <p><b>第3条</b> 条例第2条第7項の規定により佐賀県職員給与条例(昭和26年佐賀県条例第1号。次項第1号において「県職員給与条例」という。)の適用を受ける一般職の職員(以下「一般職の職員」という。)の例による場合にあつては、一般職の職員のうち法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の例による。</p> <p>2～7 略</p>	<p>(手当に相当する報酬及び期末手当の額及びその支給対象)</p> <p><b>第3条</b> 条例第2条第7項の規定により佐賀県職員給与条例(昭和26年佐賀県条例第1号。次項第1号において「県職員給与条例」という。)の適用を受ける一般職の職員(以下「一般職の職員」という。)の例による場合にあつては、一般職の職員のうち法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の例による。</p> <p>2～7 略</p>

附 則

(施行期日)

**第1条** この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

**第2条** 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(次項において「暫定再任用職員」という。)又は同法附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(次項及び第3項において「暫定再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額については、佐賀県職員給与条例の一部を改正する条例(令和4年佐賀県条例第30号)に基づく一般職員の例によるものとする。

- 2 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に対する給料の調整額に関する経過措置については、給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則(令和5年佐賀県人事委員会規則第8号)に基づく一般職員の例によるものとする。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員については、佐賀県職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年佐賀県条例第29号)第7条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年佐賀県条例第18号)第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第4条の規定による改正後の佐賀県財務規則、第6条の規定による改正後の佐賀県公文書館管理規則及び第7条の規定による改正後の佐賀県消費生活センター管理規則の規定を適用する。
- 4 前3項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。